



警察官をかたるアポ電(予兆電話)が多発

【手口】

自宅電話や携帯電話に警察官をかたり、

- あなた名義の口座と携帯電話が犯罪に使われている。
- あなたの口座に不正入金があった。
- あなたの逮捕状も出ている。保釈金を支払えば逮捕されることはない。
- あなたの口座の資金が犯罪の収益でないことを確認する必要がある。

だまされないもんね～



等と嘘を言ってインターネットバンキングを利用して、指定した口座に現金を振り込ませるものです。

【防犯のポイント】

警察官や検察官やその他の公共の施設等が現金を振り込むような指示をすることはありません。

このようなアポ電(予兆電話)があれば

◎ # 9110 もしくは伊丹警察(072-771-0110)へ相談してください。

悪質業者は

うそをつき
まい話を信用しない！
うだんする！
られて返事をしない！
っぱり！はっきり！断る！



その場で契約せずに、まず相談を！

- 闇金・融悪質商法 110 番
078-371-9110
- 警察相談専用電話
9110
- 伊丹警察署
072-771-0110
へ相談してください。

主な悪徳商法の手口

○ 利殖商法

「半年でお金が倍以上になります。」「上場確実必ず儲かります。」等と、もうけ話に誘い込み、その金銭をだまし取る商法。

○ 点検商法

家庭を訪問して、「屋根瓦がずれている。このままだと雨漏りする」「配電盤が壊れており、このまま放置すると火災になる」等と不安をあおり、必要のない工事等を行い高額な代金を請求する詐欺的商法。

○ 送り付け商法

商品を一方的に送り付け、支払わなければならないと思い込ませ、代金を騙し取る商法。

○ 霊感商法

人の不幸や不安に付け込み、高額な印鑑や壺、数珠等を売り付ける商法。

○ 催眠商法

安売りや、講習会の名目で人を集め、日用雑貨を無料で配り、興奮状態にして最後に高額の商品を売り付ける商法。

○ マルチ・マルチまがい商法

商品を購入して会員となり、「新たな会員を勧誘すれば、高いリベートが得られる」と称して、高額商品を売り付ける商法。

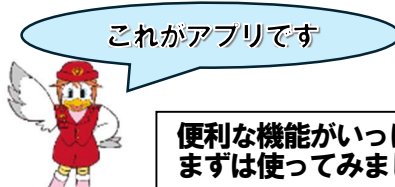
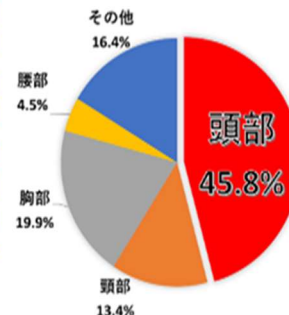
命を守る『ヘルメット』

5月は『自転車月間』

- ◇ 自転車活用推進法で、5月は『自転車月間』、5月5日は『自転車の日』と定められており、全国各地で自転車に関する様々なイベント等が行われます。
- ◇ 兵庫県では、毎月2日を『自転車安全利用の日』と定め、自転車の安全で適正な利用について皆さんの理解を深めてもらうこととしています。



兵庫県下の自転車乗用中の損傷主部位
別死者数の割合 (2015～2024 年)



便利な機能がいっぱいです。
まずは使ってみましょう。

